

毎週火・金曜日発行（但休日）に当る
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正
- 鳥取県農業改良資金貸付基準の全部改正
- 鳥取県農業改良資金債務保証規程の一部改正
- 鳥取県農業改良資金債務保証基準の全部改正
- 建設業者の変更登録
- 土地改良区役員の住所変更
- 土地改良事業計画変更の認可
- 豚コレラ予防注射の実施
- 計量器定期検査の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則（昭和三十一年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
第二条の表を次のように改める。

施設資金の種類	利率
一 耕作用トラクタの取得に要する資金	年 一分九厘
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	
三 たい肥舎の造成に要する資金	

- 四 稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金
- 五 蚕室の造成に要する資金
- 六 事業費が十二万五千円以下の小土地改良事業に要する資金
- 七 事業費が十二万五千円以下の草地の造成又は改良の事業に要する資金
- 八 畑作を主とする農業を営む農業者又はその組織する団体が県の特別な指導を受けて計画的にその農業経営の改善を図るために必要とする施設で農林大臣の指定するものの造成又は取得に要する資金

年 “ 年 “ “ ”
一分九厘
五分

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年八月十七日から適用する。
- 2 この規則の適用前に貸し付けられた施設資金の利子補給については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第百六十七号

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項の表を次のように改める。

技 術 導 入 資 金 の 種 類	償 還 期 間
一 野菜又は草花の不時栽培（特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいふ。）を行なうための施設（農林大臣の定めるものに限る。）を設置するために必要な資材の購入に要する資金	二年以内
二 乳牛又は役肉用牛を飼養する者が作付方式を転換して当該乳牛又は役肉用牛の飼料となる飼料作物を栽培するのに必要な資材の購入に要する資金	“
三 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	三年以内
四 桑園の改植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金	“
五 チューリップの優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金	“
六 特殊還元土しよ改良事業において施用する物の購入に要する資金	“
七 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金	“
八 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金	“
九 花（グラジオラス）の輸出用球根養成に必要な優良種球等の購入に要する資金	“

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年八月十七日から適用する。

鳥取県告示第百六十八号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十五年一月鳥取県告示第三十五号）の全部を次のとおり改正し、昭和三十五年八月十七日から適用する。

昭和三十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号)第二条の規定に基づき県が定める額及び貸付規程は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付対象資材	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時 貸付決定時
一 野菜又は草花の不時栽培(特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう)を農林大臣の定める施設(農林大臣の設置するに限り)を設けるために必要な資材の購入に要する資金	塩化ビニールフィルム等合成樹脂フィルム	農業者等(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)第三条第一項に規定する農業者等をいう。以下同じ。)	水田又は畑一〇アールにつき 三四、五〇〇円	十一月 十二月
二 乳牛又は役肉用牛を飼養する者が肉付方式を転換して当該乳牛又は役肉用牛の飼料となる飼料作物を栽培するに要する資金	種子 土じよ改良資材	寒冷地等における雌牛の無償貸付及び譲渡に関する省令(昭和三十一年農林省令第四十七号)第二十条第二項の規定により国有雌牛の飼育管理の委託を受けることになつた者又はその組織する団体	畑一〇アールにつき 一、三六〇円 (種子 七七一円) (土じよ改良資材 五八九円)	十月 十一月
三 耕土培養事業において要する資材の購入に要する資金	耕土培養法施行規則(昭和二十八年二月七日農林省令第二	耕土培養法(昭和二十七年法律第百三十五号)の定めるところにより行なう耕土培養事業を施行するに	水田又は畑一〇アールにつき 乳牛の場合に限り 一、二二〇円 (種子 七七一円) (土じよ改良資材 四二九円)	八月 九月

鳥取県告示第百六十九号
鳥取県農業改良資金債務保証規程(昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

資材	種別	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時 貸付決定時
四 桑園の改植を行なうために必要な桑苗の購入に要する資金	桑苗	農業者等	桑園一〇アールにつき 四、八〇〇円	十月 十一月
五 チュリリップの優良品種を導入するための優良品種の購入に要する資金	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	チュリリップは場一〇アールにつき 三〇、〇〇〇円 (種球 二四、〇〇〇円)	六月 七月
六 特殊還元土じよ改良事業において施用する物の購入に要する資金	土じよ改良資材	特殊還元土じよ改良事業を施行する農業者又はその組織する団体	貸付けの都度決定する	八月 九月
七 栗の優良品種を導入するために要する資金	栗苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき 三、〇〇〇円	九月 十月
八 わさびの新産地造成のためにわさびの優良品種の購入に要する資金	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき 二〇、〇〇〇円 (本) 一〇、〇〇〇円	九月 十月
九 花(グラジオラス)の輸出用球根養成に必要な優良種球等の購入に要する資金	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	グラジオラスは場一〇アールにつき 六〇、〇〇〇円 (種球 三六リットル)	六月 七月

昭和三十六年三月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条の表を次のように改める。

施設	資金の種類	利率	償還期間	付加期間
一 耕作トラクターの取得に要する資金		年 八分一厘	五年以内	一年
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金		年 七分	" " " " " "	" " " " " "
三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
四 果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
五 簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
六 飼料用動力カッターの取得に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
七 果樹だなの造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
八 果樹病虫害共同防除施設の取得又は造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
九 たい肥舎の造成に要する資金		年 八分一厘	七年以内	" " " " " "
十 稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
十一 蚕室の造成に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
十二 事業費が十二万五千円以下の小土地改良事業に要する資金		" " " " " "	" " " " " "	" " " " " "
十三 事業費が十二万五千円以下の草地の造成又は改良の事業に要する資金		年 五分	十年以内	" " " " " "
十四 畑作を主とする農業を営む農業者又はその組織する団体が県の特別な指導を受けて計画的にその農業経営の改善を図るために必要とする施設で農林大臣の指定するもの造成又は取得に要する資金		年 八分一厘	" " " " " "	" " " " " "

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年八月十七日から適用する。

附 則

2 この規程の適用前に貸し付けられた施設資金の債務保証については、なお従前の例による。

鳥取県告示第七十号

鳥取県農業改良資金債務保証基準（昭和三十五年一月鳥取県告示第三十六号）の全部を次のように改正し、昭和三十三年八月十七日から適用する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金債務保証基準

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）に基づき、保証の対象となる施設資金は、同規程によるほか、この基準によるものとする。

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	債務保証委託申請期	債務保証決定時期
一 耕作トラクターの取得に要する資金	農用小型トラクター	農業者等（農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項に規定する農業者等）をいふ。	動力耕うん機 一 一台 二五〇、〇〇〇円 二 一台 一五〇、〇〇〇円	四月	五月
二 回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	回転まぶしその他の改良まぶしに準ずる改良まぶし	同 右	回転まぶし 一 組 四〇〇円 二 組 二〇〇円	七月	八月

七 果樹などの造成に要する資金	六 飼料用動力カッターの取得に要する資金	五 簡易かんがい排水施設に要する資金	四 果樹又は野菜の給水施設に要する資金	三 病害虫防除用動力機具の取得に要する資金
なし又はぶどう果樹の新設	飼料用動力カッター	かんがい排水用ポンプ及び附帯施設	果樹園かんがい用水及び果樹又は野菜の並みかん水ポンプ及び附帯施設	動力付噴霧機及びその他の動力用防除機具
農業者等(開拓者を除く。)	同	同	同	同
果樹などの施設 一〇アル当り 四八、〇〇〇円	動力カッター吹上式 一落一式 三五、七〇〇円	排水機、原動機及び附帯施設 一基 七五、〇〇〇円	かん水機、原動機及び附帯施設 一基 七五、〇〇〇円	動力噴霧機 一〇、〇〇〇円 動力散粉機 四八、〇〇〇円 兼用機 五、〇〇〇円 ミスト機 五、〇〇〇円 兼用機 六、〇〇〇円
十月	九月	四月	五月	四月
十一月	十月	五月	六月	五月

八 果樹病虫害共同防除施設の取得又は造成に要する資金	九 たい肥舎の造成に要する資金	十 養蚕共同飼育施設に要する資金
動力付噴霧機その他の共同防除としての総合施設	たい肥舎の新設	養蚕飼育施設(飼育場)及び附帯施設の新設
農業者等	農業者等	農業者等
動力噴霧機 一台 一〇、〇〇〇円	小型(一むね一四九) (三、三三)当り 八、〇〇〇円	一むね八二、 (三、三三)当り 二七、五〇〇円
九月	一月	六月
十月	二月	七月

十一 要する資金	十二 事業費が十二万五千円以下の事業に要する資金	十三 事業費が十二万五千円以上の事業に要する資金	十四 畑作を主とする農業を営む農業
専用蚕室の新設	一団地の事業に要する資金が十二万五千円以下の事業に要する資金が十二万五千円以上の事業に要する資金が十二万五千円以上の事業に要する資金	一団地の事業に要する資金が十二万五千円以上の事業に要する資金が十二万五千円以上の事業に要する資金	農林大臣の指定する施設
農業者等(開拓者及び自作農維持創設資金通法に基づく貸付けを受けた者を除く。)	農業者等	農業者等	農業者等
普通蚕室(一むね三三〇㎡) (三、三㎡当り) 二五、四〇〇円	(1)土地改良(一〇アール当り) 客土 暗き上排水 農用排水路 (一メートル八、〇〇〇円) (二メートル一、六〇〇円) (三メートル一、八〇〇円) (四メートル二、〇〇〇円) (五メートル二、二〇〇円) (六メートル二、四〇〇円) (七メートル二、六〇〇円) (八メートル二、八〇〇円) (九メートル三、〇〇〇円) (一〇メートル三、二〇〇円)	一〇アール当り 五、四五三元	貸付けの都度決定する
六月	一月	八月	八月
七月	二月	九月	九月

者又はその組織特別する なる団体の組織特別する 画にその受ける特別する 営むべき事業の経費 めに必要とする経費 設定するに必要とする 資金は取得に要する	導を受ける農業者又はその組織する団体
--	--------------------

鳥取県告示第百七十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年三月十八日変更登録した。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

名 称

営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ハ)第一四四号

富士建設(株)

西伯郡伯仙町尾高一、四二六

(新)中本 武志
(旧)中本 正治

鳥取県告示第七十二号

大鴨土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の仕事について、次のように変更する旨届出があつた。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理事

旧住所 倉吉市中河原
新住所 倉吉市小鴨

鳥取県告示第七十三号

次の土地改良区から申請のあつた土地改良事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年三月三日認可した。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡北条町 北条川土地改良区 暗きよ排水土地改良事業

羽合町 羽合
米子市上新印 米子市大井手
かんがい排水

鳥取県告示第七十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日から五十五日又は離乳後五日経過した子豚

四 実施の期日

昭和三十六年三月二十七日から四月二十七日までの期間。各豚舎巡回注射

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第七十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定により、境港市及び西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査区域 検査場所

四月二十五日 西伯郡西伯町 西伯町中央集会所

二十六日 " " 阿賀公民館

二十七日 " 会見町 手間

二十八日 " " 賀野

五月 一日 " 岸本町 大幡小学校

二日 " " 八郷公民館

八日 " 境港市 境

九日 " " " "

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 自昭和三十六年三月二十五日 午後六時

至昭和三十六年三月二十六日

二場所 鳥取市

十日 " " 上道小学校

十一日 " " 境港市役所外江出張所

十二日 " " 渡

十三日 " " " "

備考 計量法第四百十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十六年四月二十五日から昭和三十六年五月二十四日までとする。

三 議題

- 1 教職員人事について
- 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日火、金

発行 者

鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町

〒690

鳥